

資材単価

1 資材単価の適用区分

単価はすべて大口取引価格として調査しているが、小口取引の場合でも単価の補正は行わない。

2 資材単価の決定について

価格は、原則として、積算時における市場価格とし、消費税相当分は含まないものとする。設計書に計上する資材の単位当たりの価格を設計単価といい、設計単価は、物価資料等を参考とし、買入価格、買入に要する費用及び購入場所から現場までの運賃の合計額とするものとする。

支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、積算時の類似品価格とする。

なお、設計単価は、長崎県土木部設定単価（「基本単価一覧表」に掲載の単価をいう。）、物価資料（「建設物価」、「積算資料」をいう。）掲載価格、特別調査単価（臨時調査）または見積もりをもとに、原則として下記により決定するものとし、実勢価格を反映するものとする。

また、工事規模、工種、施工箇所及び施行条件から下記によりがたい場合は事前に本庁事業課と協議のうえ別途決定する。

1) 基本単価一覧表による場合

(イ)基本単価一覧表の単価は、長崎県土木部建設企画課において決定したものをいう。

基本単価一覧表に掲載がある場合は、これを積算に用いる設計単価とする。

2) 物価資料による場合

(イ)1)の方法によりがたい場合は、設計単価の決定は、物価資料に掲載されている実勢価格の平均値を採用する。

ただし、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。

なお、適用時期は積算時の最新月号とする。

(ロ)公表価格として掲載されている資材価格は、メーカー等が一般的に公表している販売希望価格であり、実勢価格と異なるため、積算に用いる設計単価としない。

ただし、公表価格で、割引率（額）の表示がある資材は、その割引率（額）を乗じた（減じた）価格を積算に用いる設計単価とする。

3) 掲載品と類似する資材等を使用する場合

基本単価一覧表及び物価資料等に掲載されていないが、一般的に製造され、かつ市況にある資材単価（二次製品等）は、下記のとおり算出して設計単価とする。

(イ) 中間サイズの場合（規格が異なる場合）

$$\text{中間品単価} = \text{①} \frac{\text{中間品の見積またはカタログ等の単価}}{\text{②} \frac{\text{基本単価一覧表または物価資料等掲載の直近上位の単価}}{\text{③} \frac{\text{②に対応する見積もりまたはカタログ等の単価}}{\text{②}}}} \times \text{②}$$

なお、直近上位とは、基本単価一覧表及び物価資料等に掲載されている直近上位額のサイズをいう。

また、他で実施した特別（臨時）調査の単価も② 基本単価一覧表または物価資料等掲載の直近上位の単価 とすることができるものとする。

(ロ) 類似品または品目が異なる場合

$$\text{類似品単価} = \text{① 類似品の見積またはカタログ等の単価} \times \frac{\text{② 基本単価一覧表または物価資料等掲載の直近上位の単価}}{\text{③ ②に対応する見積もりまたはカタログ等の単価}}$$

ただし、②の対象サイズは、原則として類似品サイズとするが、掲載されていない場合は、直近サイズとする。

また、他で実施した特別（臨時）調査の単価も② 基本単価一覧表または物価資料等掲載の直近上位の単価 とすることができるものとする。

4) 見積もりまたは特別（臨時）調査による場合

1) ～ 3) により単価決定ができない資材については、見積もりまたは特別（臨時）調査により単価を決定する。

ただし、次のイ) ロ) に該当する該当する資材価格については、特別（臨時）調査により単価を決定する。

(イ) 基本単価一覧表に掲載されている資材で、1 工事の使用量が下記に該当する場合。

- i. セメント（バラ）：使用量が1,000 t 以上の場合
- ii. セメント（袋）：使用量が60 t（2,400袋）以上の場合
- iii. 火 薬：①火薬庫有りの場合 ②使用量が1 t 以上の場合
- iv. 電気雷管：①火薬庫有りの場合 ②使用量が1,000個以上の場合

(ロ) 1 工事当たりの資材調達価格（資材数量×単価）が500万円以上または1 資材価格が50万円以上の資材。

ただし、下記 i ～ v に該当する資材については、1 工事当たりの資材調達価格（資材数量×単価）が200万円以上または1 資材価格が50万円以上の資材。

- i. 橋梁関係資材
 - ① 支承
 - ② 落橋防止装置
 - ③ PC 桁（工場製作桁）
 - ④ 橋梁用防護柵
 - ⑤ 伸縮装置
- ii. ダム工事積算資料で定める資材
- iii. NATM積算資料(案)で定める資材
- iv. 簡易浮き栈橋（付属品含む）
- v. 機器・計器類

※特別（臨時）調査の必要性の判断は、見積もり徴取により判断するものとする。

見積もり徴取・決定方法は、「4）見積もりまたは特別（臨時）調査の場合による場合の(ハ)見積もり徴取・決定方法」によること。

なお、他の工事の実績や物価資料等から類推できるものは、見積もり徴取を省くことができるものとするが、市場価格との乖離を把握するためにも、見積もりは極力徴取するものとする。

(ハ) 見積もり徴取・決定方法

- i. 見積もりを徴取する場合は、形状寸法・品質・規格・数量及び納入場所・見積もり有効期限等の条件を必ず提示し、発注担当機関長名で見積もり依頼を行う。
- ii. 見積もりは、原則として3社以上から徴取する。
- iii. 積算に用いる資材単価の決定方法は、異常値を除いた価格の最低価格とする。

（異常値とは、徴取した全ての見積もりの平均値を中心に、±30%の範囲を超えるものとする。）

※主要資材単価の変動が著しい場合は、「物価資料の速報」等の価格を採用する。

※単価採用順序は、1）、2）、3）、4）の順とする。

単価適用上の注意事項

1. 地域別資材単価

1) 資材単価地区割（捨石(海上渡し)・砂(海上渡し)を除く)

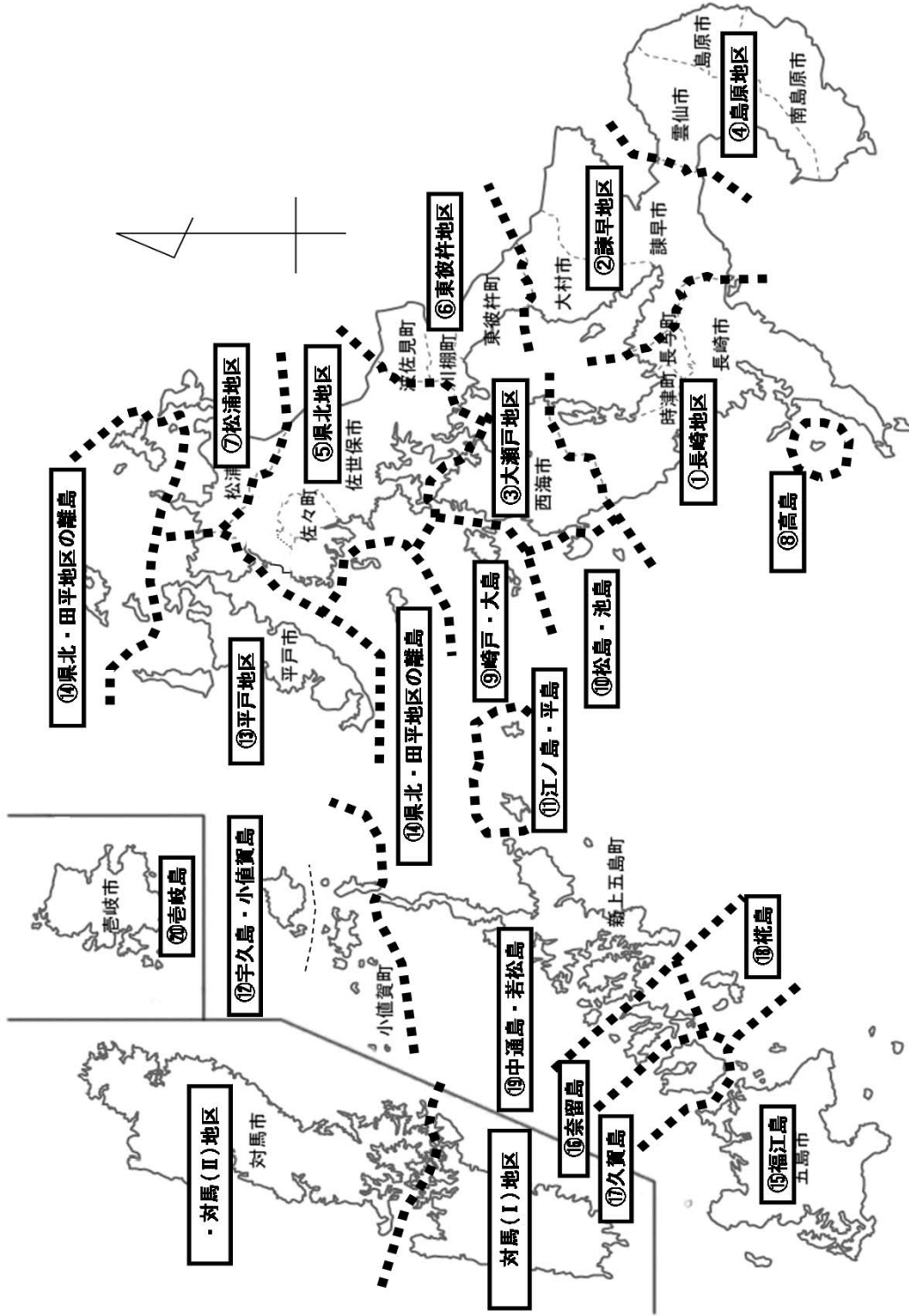
地区割については、下表および地区割り図の通りとするが下記地区については注意すること。

①長崎地区には伊王島を含む。

⑭県北田平地区の離島には宇久島・小値賀島を含まない。

地区名	範囲
①長崎地区	長崎市の内地・長与町の内地・時津町の内地
②諫早地区	諫早市の内地・大村市の内地
③大瀬戸地区	西海市の内地（旧崎戸町・旧大島町を除く）
④島原地区	島原市の内地・雲仙市の内地・南島原市の内地
⑤県北地区	佐世保市の内地・佐々町の内地
⑥東彼杵地区	東彼杵町の内地・川棚町の内地・波佐見町の内地
⑦松浦地区	松浦市の内地（旧福島町を含む）
⑧高島	長崎市の離島（旧高島町のみ）
⑨崎戸・大島	西海市の内地（旧崎戸町・旧大島町のみ）
⑩松島・池島	西海市の離島（松島のみ）・長崎市の離島（池島のみ）
⑪江ノ島・平島	西海市の離島（江ノ島・平島のみ）
⑫宇久島・小値賀島	佐世保市の離島（旧宇久町のみ）・小値賀町
⑬平戸地区	平戸市の内地（旧田平町・旧生月町を含む）
⑭県北・田平地区の離島 (宇久島・小値賀島を除く)	佐世保市の離島（黒島・高島のみ）・平戸市の離島（度島・旧大島村のみ） 松浦市の離島（飛島・青島・黒島 ※当面の間は鷹島本島も含む）
⑮福江島	五島市（福江島のみ）
⑯奈留島	五島市（奈留島のみ）
⑰久賀島	五島市（久賀島のみ）
⑱枕島	五島市（枕島のみ）
⑲中通島・若松島	新上五島町（中通島・若松島のみ）
⑳老岐島	老岐市（老岐島のみ）
対馬（Ⅰ）	対馬市（万関橋以南の本島）
・対馬（Ⅱ）	対馬市（万関橋以北の本島）

資材単価地区割り図 (捨石(海上渡し)・砂(海上渡し)を除く)



2) 資材単価地区割 (捨石(海上渡し)・砂(海上渡し))

(1) 捨石(海上渡し)

地区割については、表-1 および捨石(海上渡し)単価地区割り図の通りとする。

(表-1)

地区名	範囲
1. 本土北区	佐賀県堺 ~ 佐世保市と西海市の市堺
2. 本土中区	佐世保市と西海市の市堺 ~ 旧野母崎町と旧三和町の町堺
3. 本土大村湾沿岸	大村湾沿岸
4. 本土南区	旧野母崎町と旧三和町の町堺 ~ 佐賀県堺
5. 宇久・小値賀地区	宇久島、小値賀島、平島、江ノ島
6. 上五島地区	中通島、若松島、奈留島、久賀島、梶島
7. 下五島地区	福江島全島
8. 壱岐全島	壱岐市管内
9. 対馬東沿岸	対馬市上対馬町久ノ下崎 ~ 対馬市巖原町豆酪崎鼻，浅芽湾一円
10. 対馬西沿岸	対馬市上対馬町久ノ下崎 ~ 対馬市豊玉町小松崎鼻，御崎鼻 ~ 豆酪崎鼻

(2) 砂 (海上渡し)

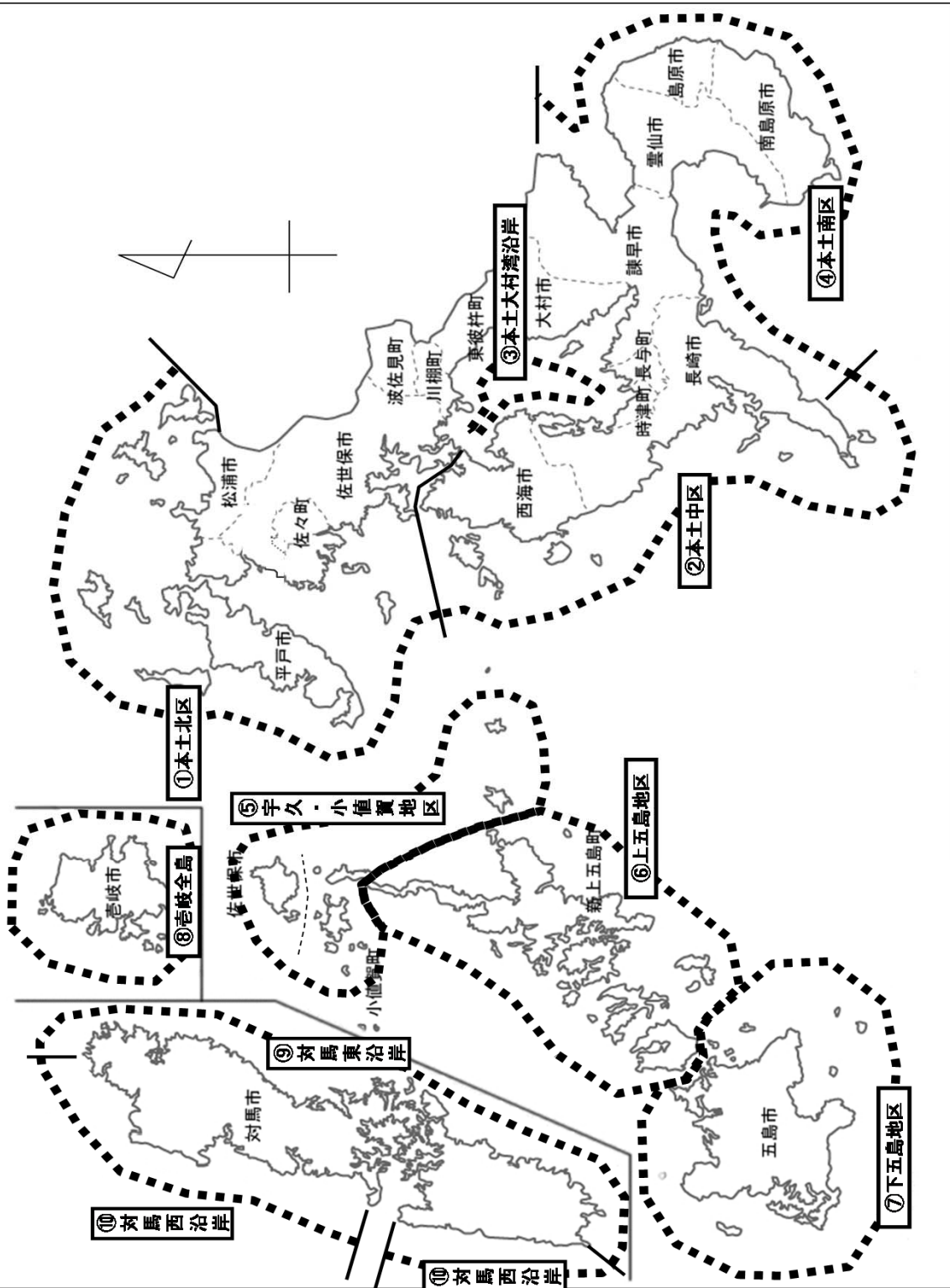
地区割については、表-2 および砂(海上渡し)単価地区割り図の通りとする。

(表-1)

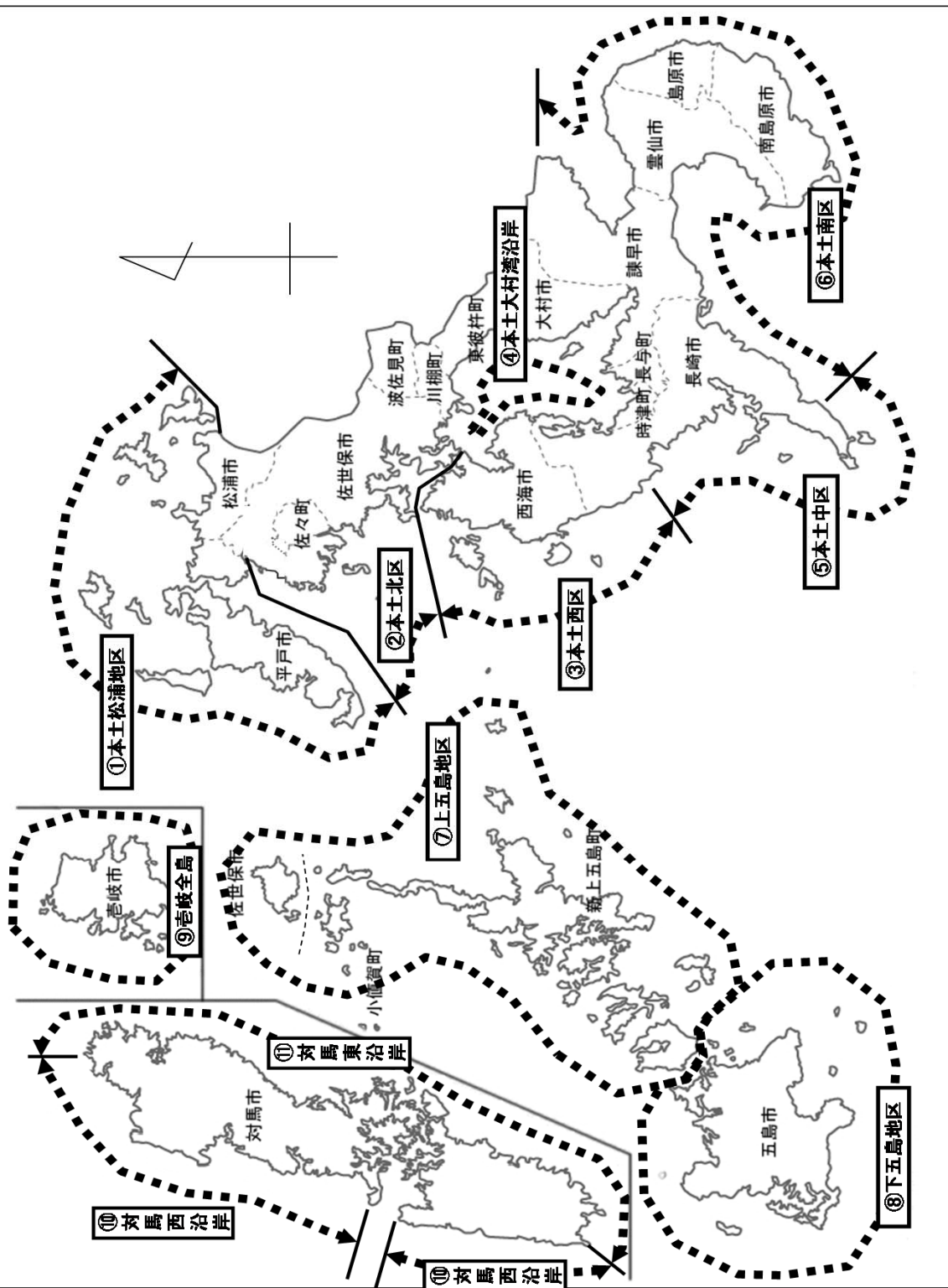
地区名	範囲
1. 本土松浦地区	佐賀県堺 ~ 旧江迎町と旧鹿町町の町堺
2. 本土北区	旧江迎町と旧鹿町町の町堺 ~ 西海市西海町寄船鼻
3. 本土西区	西海市西海町寄船鼻 ~ 旧外海町と旧長崎市の市町境
4. 本土大村湾沿岸	大村湾沿岸
5. 本土中区	旧外海町と旧長崎市の市町境 ~ 旧野母崎町と旧三和町の町境
6. 本土南区	旧野母崎町と旧三和町の町堺 ~ 佐賀県堺
7. 上五島地区	宇久島、小値賀島、平島、江ノ島、中通島、若松島、奈留島、久賀島、梶島
8. 下五島地区	福江島全島
9. 壱岐全島	壱岐市管内
10. 対馬東沿岸	対馬市上対馬町久ノ下崎 ~ 対馬市巖原町豆酪崎鼻，浅芽湾一円
11. 対馬西沿岸	対馬市上対馬町久ノ下崎 ~ 対馬市豊玉町小松崎鼻，御崎鼻 ~ 豆酪崎鼻

注：ケーソン中詰砂、サンドコンパクション用砂、置換砂に使用する単価である。

捨石(海上渡し)単価地区割り図



砂(海上渡し)単価地区割り図



3) 生コンクリート、アスファルトについて

(1) 生コンクリート、アスファルト単価の適用区分

- (ア) 生コンクリート、アスファルトの単価は、プラントがない離島には適用できない。
- (イ) [⑭県北・田平地区の離島]の生コンクリートの単価は大島以外には適用できない。
- (ウ) [⑫宇久島・小値賀島]のアスファルト合材の単価は、小値賀島以外には適用できない。
- (エ) [⑫宇久島・小値賀島]の生コンクリートの単価は、小値賀島のみ適用できる。宇久島については(2)(イ)参照。

生コンクリート及びアスファルト合材プラント有無一覧

地 区	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
	長崎	諫早	大瀬戸	島原	県北	東彼杵	松浦	高島
生コンクリート	○	○	○	○	○	○	○	×
アスファルト 合材	新材	○	○	○	○	○	○	×
	再生	○	○	○	○	○	○	×

地 区	⑨		⑩		⑪		⑫		⑬
	崎戸	大島	池島	松島	江ノ島	平島	宇久島	小値賀島	平戸
生コンクリート	×ただし本土と橋で連結	×ただし本土と橋で連結	×	×	×	×	○	○	○
アスファルト 合材	新材	×ただし本土と橋で連結	×	×	×	×	×	○	×ただし本土と橋で連結
	再生	×ただし本土と橋で連結	×	×	×	×	×	×	×ただし本土と橋で連結

地 区	⑭								⑮
	県北・田平地区の離島								福江島
	鷹島(松)	黒島(松)	青島(松)	飛島(松)	大島(平)	度島(平)	黒島(佐)	高島(佐)	
生コンクリート	×	×	×	×	○	×	×	×	○
アスファルト 合材	新材	×	×	×	×	×	×	×	○
	再生	×	×	×	×	×	×	×	○

地 区	⑯	⑰	⑱	⑲		⑳		
	奈留島	久賀島	杵島	中通島	若松島	老岐島	対馬Ⅰ	対馬Ⅱ
生コンクリート	○	○※	×	○	×ただし中通島と橋で連結	○	○	○
アスファルト 合材	新材	×	×	○	×ただし中通島と橋で連結	○	○	○
	再生	×	×	×	×	×	×	×

※久賀島の生コンプラントは製造能力が時間4～6m3程度であり、多量に使用する場合は別途考慮すること。

(2) 生コンクリート単価の地区による補正について

- (ア) [⑬平戸地区]のうち生月島についてのみ、同地区単価に+1,000円/m3とする。・・・[TP6250]
- (イ) [⑫宇久島・小値賀島]のうち宇久島については高炉セメント使用生コンクリートのみ製造。
単価は、同地区単価に+1,000円/m3とする。・・・[TP6254]

(3) 生コンクリート小型車(4t車以下)割増について

- (ア) [①長崎地区]は、3,520円/m3とする。・・・[TP6260]
 - (イ) [②諫早地区]は、1台(1.7m3)・1回当たり3,000円(1,760円/m3)とする。・・・[TP6261]
 - (ウ) [③大瀬戸地区]は、1,500円/m3とする。・・・[TP6262]
 - (エ) [⑦松浦地区]は、1台(1.7m3)・1回当たり2,000円(1,170円/m3)とする。・・・[TP6263]
 - (オ) [⑬平戸地区]は、1台(1.7m3)・1回当たり2,000円(1,170円/m3)とする。・・・[TP6264]
 - (カ) [⑲中通島・若松島]は、1台(1.7m3)・1回当たり3,000円(1,760円/m3)とする。・・・[TP6265]
 - (キ) [④島原地区]は、2,000円/m3とする。・・・[TP6266]
 - (ク) [対馬Ⅰ地区]は、2,000円/m3とする。・・・[TP6267]
 - (ケ) [対馬Ⅱ地区]は、2,000円/m3とする。・・・[TP6268]
 - (コ) [⑤県北地区]は、1台(1.7m3)・1回当たり2,000円(1,170円/m3)とする。・・・[TP6269]
 - (サ) [⑥東彼杵地区]は、1台(1.7m3)・1回当たり2,000円(1,170円/m3)とする。・・・[TP6270]
 - (シ) [⑳老岐地区]は、1台(1.7m3)・1回当たり2,500円(1,470円/m3)とする。・・・[TP6271]
- ※ その他の地区は割増しないものとする。

4) 再生クラッシュランの単価について

(1) [⑩県北・田平地区の離島]の単価については、鷹島以外には適用できない。

5) セメント

基本単価一覧表のコードに掲載しているセメント（バラモノ）は、一件工事で1,000 t以上使用する場合は適用できない。

基本単価一覧表のコードに掲載しているセメント（袋物）は、一件工事で60 t (2,400袋)以上使用する場合は適用できない。また、2 t未満についてはセメント（小口・袋物）を使用すること。

[⑫宇久島・小値賀島]の[TT1020]普通ポルトランドセメント(バラモノ)は、小値賀島以外には適用できない。

6) 火薬・電気雷管

基本単価一覧表のコードに掲載している火薬は、一件工事で1 t以上使用する場合は適用できない。また、電気雷管は、火薬庫有りの場合や一件工事で1,000個以上使用する場合は適用できない。

7) 海上運賃

地域別単価が設定されていない資材のうち、内地で生産されるコンクリート二次製品、鋼材（鋼管杭・H杭等）、仮設材（鋼矢板・H形鋼・覆工板等）、異形ブロック型枠を、離島において調達する場合は、海上運賃（TT0001：コンクリート二次製品，TT0002：鋼材，TT0011：異形ブロック型枠）を計上する。

※ 壱岐・対馬Ⅰ・対馬Ⅱ地区においてはコンクリート二次製品には海上運賃（TT0001）を用いず、別途資材現着単価の見積を行う。

※ 海上運賃には、島内での陸上輸送を含む。

※ 離島本島から離島の離島へ海上運搬する場合は、別途見積を行う。（久賀島、枕島は除く）

※ 仮設材や異形ブロック型枠など搬出(返却)が必要な資材は、返却する分の海上運賃も計上する。

8) TP3205～TP3250のフェンスの規格は、以下のとおりとする。

ビニル被覆（TP3205～TP3226） 線径φ3.2×網目50mm

亜鉛メッキ（TP3231～TP3240） 線径φ3.2×網目56mm

メッキ着色（TP3241～TP3250） 線径φ3.2×網目56mm

9) 安全灯について（詳細の規格は、下表のとおりとする。）

区分	規格	単位	本土地区	離島地区
第1線防波堤	<灯具（LEDタイプ）> 灯色：黄色、赤、緑 光達距離：5km～9km 閃光時間：3秒～4秒 材質：耐食アルミニウム合金 <標体（ポール）> ポール高：3.0m 材質：STK400亜鉛メッキ ※ボルトは含むがケミカルアンカーは含まず ※標準的な設置は4箇所（4穴タイプ） <電池> 形式：太陽電池式 耐用年数：蓄電池3～5年	基	TP4496	TP4497
			<灯具のみ> TP4501	<灯具のみ> TP4502
			<電池のみ> TP4511	<電池のみ> TP4512
第2線防波堤	<灯具（LEDタイプ）> 灯色：黄色、赤、緑 光達距離：2km～5km 閃光時間：2秒～4秒 材質：耐食アルミニウム合金 <標体（ポール）> ポール高：3.0m 材質：STK400亜鉛メッキ ※ボルトは含むがケミカルアンカーは含まず ※標準的な設置は4箇所（4穴タイプ） <電池> 形式：太陽電池式 耐用年数：蓄電池3～5年	基	TP4498	TP4499
			<灯具のみ> TP4503	<灯具のみ> TP4504
			<電池のみ> TP4513	<電池のみ> TP4514

2. 共通資材単価

- 1) 資材単価は原則として工事現場渡し価格とする。(海上渡しの捨石や砂、試験費用等を除く。)
- 2) 鋼板・形鋼について
 - (1) 価格採用にあたっては、販売価格(市中価格)を原則とし、実勢販売価格(実取引価格)を考慮する。
 - (2) 形鋼のうち鉄塔向け以外の等辺山形鋼については、市中価格とする。

3. 建設機械賃料

長期割引率及び賃料に含まれる料金

機 種	長期割引率	燃 料 費	オペレータ料金
トラッククレーン	20%割引済	含む	含む
ホイールクレーン (ラフテレンクレーン)	〃	〃	〃
クローラクレーン ※	無し	別途計上	〃
トラクターショベル	35%割引済	〃	別途計上
ロードローラ	〃	〃	〃
タイヤローラ	〃	〃	〃
振動ローラ	〃	〃	〃
高所作業車	〃	〃	〃
空気圧縮機	〃	〃	〃
発動発電機	〃	〃	〃
水中ポンプ	〃	〃	〃
ミニバックホウ	〃	〃	〃
バックホウ	〃	〃	〃
トラック (クレーン装置付き)	〃	〃	〃
高所作業車 (トラック架装リフト)	〃	〃	〃
ブルドーザ (普通)	〃	〃	〃
油圧ブレーカ	〃	〃	〃

※ クローラクレーンの『4.9t吊』は『長期割引率：35%割引済』『オペレータ料金：別途計上』とする。

(注) 長期割引率等の内容については積算資料及び建設物価を参考。